

私道への公共下水道管渠設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、排水設備の整備及び水洗便所の普及促進を図るため、予算の範囲内において、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び処理区域となる予定（おおむね1年以内）の区域内で私物たる道路（以下「私道」という。）に公共下水道管渠（下水道法第2条3号に定める公共下水道の管渠施設。以下「下水道管渠」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

(設置要件)

第2条 この要綱における私道は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 私道が公道（公物たる道路をいう。）に接続しており、当該下水道管渠に下水を排除すべき戸数がおおむね2戸以上あること。ただし、戸数計算は公道敷に面した家屋又は空き地を除くものとする
- (2) 私道が、不特定多数の人の用に供され、その利用について何等の制限が設けられていないこと
- (3) 私道は下水道管渠等の設置が可能な幅員を有すること
- (4) 私道に係る土地の所有者全員が、当該土地を下水道管渠の設置、及びその維持管理のため山口市に対し、地上権を設定することに合意していること
- (5) 私道に係る土地が分筆されており、かつ登記名義人が生存していること。（登記名義人が死亡している場合は相続登記を完了すること。）
- (6) 当該私道に係る土地に、抵当権設定等の所有権にかかわる制限が、何等設けられている場合、権利者の許可を得ること
- (7) 当該下水道管渠の利用者全員が、当該工事完了後（ただし、供用開始前であるときは供用開始後）速やかに水洗便所（污水管が下水道管渠に連結されたものに限る。）に改造することに同意していること

(申請)

第3条 この要綱に基づき、私道内に下水道管渠の設置を希望するときは、その代表者を定め、公共下水道管渠設置申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

(1) 公共下水道管渠設置申請者名簿 (様式第2号)

(2) 地上権設定承諾書 (様式第3号)

(3) その他管理者が必要と認めるもの

(採否の決定)

第4条 管理者は、前条の規定により申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、下水道管渠設置の可否を決定し、公共下水道管渠設置可(否)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

第5条 この要綱の施行について必要な事項は管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

公共下水道管渠設置申請書

年 月 日

山口市
上下水道事業管理者 様

申請代表者

住 所

氏 名

(※)

(※) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

(電話

)

排水設備の整備及び汲み取り便所の水洗化を進めるため、次の私道構成する土地を下水道敷として地上権の設定を承諾しますので、当該私道に公共下水道管渠を設置して下さるよう関係書類を添えて、申請いたします。

私道の所在	
私道の幅員	メートル
接続する戸数	戸

添付書類

公共下水道管渠設置申請書

私道位置図

地上権設定承諾書

様式第2号（第3条関係）

公共下水道管渠設置申請者名簿

公共下水道管渠が設置された場合、次に署名している者は、速やかに排水設備（便所の水洗化を含む。）の改造工事を施工いたします。

なお、下水道工事に伴う交通止、駐車場の確保、塵収集に対する搬出、既設舗装路の掘削幅以外の舗装復旧等に対しても、関係住民で対応し全面協力いたします。

	住 所	氏 名	備 考
1		(※)	
2		(※)	
3		(※)	
4		(※)	
5		(※)	
6		(※)	
7		(※)	
8		(※)	
9		(※)	
10		(※)	

(※) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

様式3号（第3条関係）

地上権設定承諾書

今般、末尾記載の土地を下水道敷として、地上権の設定を承諾し、あわせて地上権設定登記されることに同意します。

年 月 日

（土地所有者）

住 所

氏 名

（※）

（※）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

山口市

上下水道事業管理者 様

記

大 字	字	地 番	公簿面積 (㎡)	地 目	地上権面積 (㎡)

公共下水道管渠設置可（否）決定通知書

下整第 号
年 月 日

申請代表者
様

山口市上下水道事業管理者

年 月 日付で申請のあった私道への公共下水道管渠の設置について
審査の結果、次のとおり決定したので通知します。

設置の可否	可 ・ 否
私道の所在	
◇否とした場合その理由	
◇条件	